

貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する報告書について

1 経緯等

近年、集配等で利用頻度の高い積載量2トンの貨物自動車が、保冷設備等の架装により、車両総重量が5トンを超えてしまうことが多くなっており、現行の運転免許制度と我が国で運転されている自動車の実態との間にギャップが生じているとの指摘があったことから、現在の貨物自動車に係る運転免許制度の課題を明らかにしつつ、より安全で、かつ、我が国内で運転されている自動車の実態に即した運転免許制度の在り方について検討する有識者による検討会を開催したものの。

2 検討状況

昨年9月に「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」(座長：前田雅英 首都大学東京法科大学院教授)の第1回検討会を開催し、以後、関係団体(全国高等学校長協会、全日本トラック協会)に対するヒアリングを実施したほか、実車による走行実験、海外における貨物自動車の運転免許制度に関する調査及び交通事故被害者遺族に対するヒアリング結果等を参考に、計5回の検討会を開催し報告書をまとめたもの。

3 報告書のポイント

(1) 検討の基本的考え方

トラック運送事業の実態や若年層の就職問題への対応の要請は踏まえつつも、貨物自動車に係る厳しい死亡事故の発生状況等の現実に鑑み、貨物自動車の総合的な安全対策を向上させる中で運転免許制度の改正を検討する。

(2) 具体的対応案

安全性の確保、社会的合意の見通し、海外事例との整合性の視点から比較検証した結果、貨物自動車が大部分を占める車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車の運転免許について、貨物自動車を用いた試験・教習を行うことを必要とする新たな免許区分(18歳で取得可)を導入する案をベースに更なる総合的な安全対策について検討を進めていくことが適当と考える。

(3) 総合安全対策の基本的考え方

新たな免許区分について、貨物自動車を用いた試験・教習が導入されるため、免許取得時に貨物自動車の車両特性を踏まえた運転技能が検証されることとなり、運転技能面における安全性の向上が期待。

一方で、18歳以上で運転経験を問わずに取得できることとなることから、更なる総合的な安全対策を講じることが必要。

総合的な安全対策の内容

- ・ 初心運転者に対する安全対策の充実
 - ・ 貨物自動車運送事業法体系の中での運転者研修や教育の強化
 - ・ 事故防止や被害軽減のための貨物自動車の装備の拡充、運行管理
 - ・ 支援システムの充実
- 等、ハード・ソフトの連携した総合安全対策により貨物自動車の運転の安全性向上を図る。

4 今後の予定等

報告書を踏まえ、今後、関係者等とも連携を図りつつ、総合安全対策の充実を図るとともに、制度改正も視野に入れ検討を進める。

貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する報告書 (概要)

1 走行実験の実施等

= 走行実験 =

20歳未満の者が20歳以上の者に比べて運転技能において劣っているとは認められない。
3.5トン以上の貨物自動車の運転には乗用車と比べより高度な運転技能が必要。

= 交通事故被害者遺族へのヒアリング =

単純に普通免許の上限の拡大や中型免許の取得年齢の引き下げは、交通事故を増やすことにつながるから受け入れられない。

普通免許による運転が可能な車両の範囲を3.5トンに引き下げるとともに、欧州のような一定範囲の車両を運転可能とする免許区分を創設し、貨物自動車の特性を理解させる教習を受講させて運転免許を取得させるという考えのほうが考慮に値する。

安全対策を総合的に実施することでこれ以上悲惨な交通事故を発生させないという形が必要。業界はもとより国土交通省や関係者の取り組み姿勢が重要。

= 海外における貨物自動車に係る免許制度調査 =

3.5トン以上7.5トン未満の自動車に係る運転免許(C1免許)については、EU指令に基づき各国ともに基本的に18歳から取得可能。

C1免許における安全性の確保のための措置としては、B免許(普通免許)を先行取得させること、貨物運送事業等業務として運行を行う者については、毎5年間の間に35時間の講習を受けること等を義務付け。

2 検討の基本的考え方

トラック運送事業の実態や若年層の就職問題への対応の要請は踏まえつつも、貨物自動車に係る厳しい死亡事故の発生状況等の現実に鑑み、貨物自動車の総合的な安全対策を向上させる中で運転免許制度の改正による要請の実現を図るといった基本的考え方に立った新たな貨物自動車の運転免許制度の検討を行うことが適当。

貨物自動車による交通事故の社会的影響の大きさ等を踏まえ社会的合意が得られるものであることが必要であり、さらには海外の運転免許制度との整合性等を確保するといった国際的視点についても十分検証することが必要。

3 具体的対応案とその評価

安全性の確保、社会的合意の見通し、海外事例との整合性の視点から比較検証した結果、貨物自動車が大部分を占める車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車の運転免許について、貨物自動車を用いた試験・教習を行うことを必要とする新たな免許区分(18歳で取得可)を導入する案をベースに更なる総合的な安全対策について検討を進めていくことが適当。

特にこのクラスの貨物自動車は、コンビニの配送等生活道路における活動も多いことから、生活道路における安全対策としても意義がある。

4 貨物自動車の総合安全対策案

新たな免許区分については、貨物自動車を用いた試験・教習が導入されるため、免許取得時に貨物自動車の車両特性を踏まえた運転技能が検証されることとなり、運転技能面における安全性の向上が大きく期待。

一方で、18歳以上で運転経験を問わずに取得できることとなることから、更なる総合安全対策を講じる必要がある。

総合安全対策案

- ・ 初心運転者に対する安全対策の充実
- ・ 貨物自動車運送事業法体系の中での運転者研修や教育の強化
- ・ 事故防止や被害軽減のための貨物自動車の装備の拡充、運行管理・支援システムの充実

等についても総合的に取り組み、ハード・ソフトの連携した総合安全対策により貨物自動車の運転の安全性向上を図るべき。

➡ その状況をフォローアップする。